

義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元，30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元，30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けたことに関して，別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年6月17日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

横山啓一

のむらパターソン和孝

江川あや

塩尻英明

高橋紀博

高木ひろたか

まじま隆英

石川厚子

品田ときえ

松田ひろし

小松あきら

能登谷 繁

高見 一典

白鳥秀樹

義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率2分の1への復元，30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は，地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために，教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも，国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し，国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また，子供たちへのきめ細かな教育を実現するためには，教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し，小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなったが，中学校・高校については依然として検討にとどまっている。

さらに，小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人以下学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し，自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており，教職員増とはなっていない。早急に30人以下学級を実現し，実質的な教職員増としていく必要がある。

2021年12月に文部科学省が発表した就学援助実施状況調査では，要保護・準要保護率は，全国で子供の7人に1人である14.52パーセント，北海道においては全国で8番目に高い5人に1人である18.30パーセントとなっており，依然として厳しい実態にある。また，教育現場では給食費・修学旅行費などの保護者負担が減少せず，地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに，奨学金制度を利用せざるを得ない子供や経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加しており，その解消に向けて，就学援助制度，奨学金制度や高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

よって，政府においては，次の事項について，教育予算の確保・拡充，就学保障の充実を図るよう要望する。

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため，義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも，義務教育費国庫負担制度を堅持することとし，当面は，義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 30人以下学級の早期実現に向けて，小学校1年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定することとし，当面，中学校・高校への35人以下学級の拡大を求める。また，地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進，住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため，計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現，教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため，必要な予算の確保・拡充を図ること。

- 3 給食費，修学旅行費，教材費などの保護者負担の解消や，図書費などについて国において十分な確保・拡充を図ること。
- 4 就学援助制度や奨学金制度の更なる拡充など，就学保障の充実に向けて，国の責任において十分な予算の確保・拡充を図ること。
- 5 高校授業料無償化制度における所得制限を撤廃するとともに，朝鮮学校の授業料無償化の適用除外についても撤回すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会